

## 親子深まる絆イベント実施業務委託仕様書

1. 業務名称 親子深まる絆イベント実施業務委託

2. 委託等の場所 四街道市内

3. 趣 旨

本仕様書は、四街道市（以下「市」という。）が実施する親子深まる絆イベント実施業務委託（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定める。

4. 業務目的

本業務は、親子が協力しながら謎を解き、親子の絆をさらに深めるとともに、本市へ訪れる交流人口の増加及び市に対する愛着を醸成することを目的とする。

5. 開催日 令和6年11月上旬～12月中旬の連続する土曜日、日曜日2日間

6. 契約期間 契約日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

7. 開催場所 四街道市内公園ほか3箇所程度（市と協議の上、最終決定するものとする。）

8. 参加目標人数 300組（600～800人）

9. 業務内容

本業務は、親子を対象とした謎解きイベントの企画の立案、ツールの作成、設営、運営及び広報等の一連の業務を行うものとする。

なお、本業務を受託した者（以下「受託者」という）は業務契約締結後1週間以内に作業スケジュールを作成し、市に提出するものとする。

（1）企画の立案

①受託者は親子を対象とした謎解きイベントのストーリー及びプログラム（平均回答時間2時間程度）の制作、イベントに必要なマニュアルの作成を行い、準備から開催までのスケジュール調整及び関係機関との連絡、イベント運営、進行管理を行う。なお、参加者の参加費は無料とする。

②プログラムの対象年齢は未就学児から小学生までとし、市の特色や市政に関連する項目を含めた上で、全体の80%程度が正解する難易度設定とする。

## (2) ツール等の作成

- ①受託者は謎解きに必要とする冊子（参加冊子）及びパネル等設置物をデザインし、必要な数量を作成の上、市の指定する日時までに市に納品するほか、市が指定する場所に設置するものとする。なお、受託者は設置物をイベント終了後に撤去する。
- ②受託者はすべての謎解きを完了した参加者へ証書（カード）等を用意し配布するものとする。
- ③参加冊子等の必要なツールを作成するために、受託者は1回以上本市を訪れ、発注者の要請に応じて適宜現地の確認等を行うこととする。

## (3) 広報

- ①受託者は実施するイベントの流れ、内容等を紹介するWEBページを作成し、受託者のホームページ等でイベント実施の1ヶ月以上前からイベント終了まで掲載するなど、多くの方が参加するように努めることとする。
- ②上記の開催日時、場所、時間や参加方法が記載されたページについては、告知を目的とする場合に限り、市が複製の上、使用できるものとする。

## (4) 運営

- ①受託者は市の指定する日時までにパネル等設置物を設置するほか、参加者に対する参加冊子の配布、イベント参加方法の説明、アンケート等の配布を行い、円滑にイベントを実施する。
- ②受託者は市と協議の上、開催場所を決定するものとし、参加者の来場手段（駐車場の確保等）についても十分に考慮するものとする。なお、開催場所に市有施設の有料施設を使用する際は、申請手続き等を遺漏なく行うものとする。

## (5) 参加者アンケートの作成

- ①受託者は参加者へ配布するアンケートを作成し、市の指定する日時までに市に納品することとする。なお、市において開催日当日（会場退出前）にアンケート回答した参加者限定のイベントを行う。
- ②アンケート回答者限定イベントの開催を見据え、機会が均等になるよう紙でのアンケートの配布・回収にも対応するものとする。
- ③アンケートは、イベント開催後に集計の上、結果を市に納品することとする。

## 10. 提出書類

受託者は、本仕様書を熟知した上で、次に掲げる書類を提出するものとする。

### (1) 委託契約締結後

- ①主任技術者選任届、経歴書
- ②業務着手届
- ③業務工程表（任意様式）※市と十分協議を行った上で作成すること
- ④一部再委託届（一部再委託する場合に限る。）
- ⑤打合せ議事録（打合せ後、速やかに提出すること。）

(2) 業務完了後

- ①完了届

## 11. 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。ただし、下記以外で必要と思われる資料がある場合は、成果品とともに納品するものとする。

- ① 参加冊子（カラー、PDF データ及び画像データ含む）300部以上
- ② 開催に必要なパネル等設置物
- ③ アンケート（カラー、A4、1～2枚程度）
- ④ アンケート結果（カラー、PDF データ及び編集可能な Excel 等データ）
- ⑤ 開催結果概要書（イベント参加者数、すべての謎解きを完了した参加者数は必ず含めるものとする）

受託者は、本業務が完了したときは、速やかに前記の成果品及び完了届を市に提出し、検査を受けなければならない。なお、提出された成果品について、訂正事項等があった場合は、検査完了後であっても市の指示に従い、訂正した成果品を速やかに市に提出しなければならない。

## 12. 帰属

成果品及び作業工程で作成された資料等に対する一切の権利は、市に帰属する。

また、成果品等の第三者への提供や内容の転載については、市の承諾を必要とするものとする。

## 13. 支払条件

本業務の支払いは、完了検査後、一括して支払うものとする。

## 14. その他.

### (1) 法令等の遵守

受託者は、本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。また、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(2) 費用の負担

本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

(3) 資料の貸与

受託者は、本業務を行うにあたり、市の持つ資料が必要な場合は貸与を申し出ることができる。その場合、貸与された資料の一覧を作成し市に提出するものとする。なお、業務終了後は、速やかに市に返却しなければならない。

(4) 疑義等

仕様書に定めのない事項、疑義及び不測の事態等を生じた場合は、速やかに市に報告するとともに、市と受託者が別途協議するものとする。